

船川港クルーズ船寄港促進動画制作業務委託仕様書

1 業務名

船川港クルーズ船寄港促進動画制作業務

2 目的

本業務は、男鹿市の名所・観光施設、現地ならではの体験といった魅力をより印象深く伝えるために、ストーリー性の高いプロモーション動画を製作し、船川港へのクルーズ船寄港や県内他港寄港時における市内周遊ツアーの造成促進を目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

(1) 寄港促進動画制作

- ① 船社等（海外含む）へのプロモーションに活用することを想定し企画書を立案すること。
- ② 大型ビジョンやサイネージに耐えうる映像投影ができるよう新規撮影を行うこと。なお、受託者が保有している既存素材等がある場合には、それらを使用することを制限するものではない。ただし、新規撮影の映像と組み合わせる際は、編集後の映像の品質を損なわないように留意すること。
- ③ 男鹿市の魅力を表現するのに適切なスポットやコンテンツ、人物などを選定すること。なお、スポットやコンテンツ、人物などについては、撮影前に男鹿市と協議の上決定する。
(例) なまはげ館、男鹿真山伝承館、雲昌寺のあじさい、入道崎、道の駅おが「オガーレ」、寒風山、石焼料理、酒、祭り、アクティビティ、地域と密着したコンテンツ等
- ④ 必要に応じ音楽やテロップ等を盛り込み、男鹿市にあまり関心のない者が見ても興味喚起・理解できるような工夫をすること。
- ⑤ 動画の本数はフルサイズ版（10分程度）を1本、ハーフサイズ版（5分程度）を1本、ダイジェスト版（30秒程度）を1本以上制作することを基本とする。また、それぞれ英語字幕を表示したバージョンも別途作成すること。
- ⑥ 動画は長期（5年以上）にわたって使用することを想定する。
- ⑦ 船社等へのプロモーションのほか、デジタルサイネージ、各種ウェブサイト、SNSなどでの利用にも活用することを想定しているため、これら

の仕様に適した汎用的なファイル形式によるデータで納品すること。具体的なファイル形式については、委託者と納品形態等を確認・調整し、データの納品等を行うこと。

- ⑧ 受託者は、企画から納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、男鹿市に提出すること。また制作が遅延なく行われるようスケジュール管理をすること。
- ⑨ 関係者との調整等、許諾に要する一切の調整業務を行うこと。
- ⑩ 撮影や編集に係る一切の経費（キャスティング費、機材調達費、コーディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ⑪ 撮影にあたっては、事前に管理者等に撮影および放送・動画配信の許可を得て、時間調整や必要な手続きを行うこと。

5 成果物の提出

本業務の成果物として、次のものをCD-ROM等の電磁的記録媒体により納品すること。

- (1) 動画データ一式
- (2) 編集された各素材動画データおよび一覧リスト（テロップ等入り）
- (3) 素材として撮影された各動画データおよび一覧リスト（テロップ等無し）

6 納期

令和9年2月26日（金）

7 著作権等

- (1) 本業務の成果物について、受託者は、本業務の受託以前に受託者が権利を有するものを除き著作権法（昭和45年法律第48号）第12条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を譲渡するものとする。また、前項の著作権移転の対価は委託料に含まれるものとする。なお、委託者は、受託者の承諾なしに成果物を自由に複製、改変することができ、第三者に対し利用許諾することができる。
- (2) 受託者は、委託者及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、委託者と協議すること。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

8 業務の再委託

再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、受託者が賠償責任を負うものとする。

9 守秘義務

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

10 その他

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、本市と十分な調整を行うこと。
- (2) 仕様変更等については、受託事業者と委託者との協議により取り扱うこと。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えた場合、受託業者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、委託者と協議すること。